

PPA プラン定義書

(高圧 PPA17 年プラン)

2025 年 1 月

株式会社いくさかてらす

目次

1. 契約内容	2
(1) 適用範囲.....	2
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	2
(3) 契約負荷設備および契約受電設備.....	2
(4) 契約年数.....	2
(5) 契約電力.....	2
(6) 料金.....	2
(7) 割引.....	3
2. 違約金	3

この「PPA プラン定義書」は、当社の「PPA サービス契約要綱」に基づき当社が提供する、「高圧 PPA17 年プラン」をご契約のお客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める料金は、消費税等相当額を含みます。

1. 契約内容

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が 50 キロワット以上であり、かつ、500 キロワット未満であるものに適用します。ただし、お客さまの特別の事情や当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合で、当該一般送配電事業者等との協議が整ったときは、契約電力が 500 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルト、周波数は 60 ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

お客様には、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約年数

契約年数は 17 年とします。

(5) 契約電力

各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(6) 料金

料金は、基本料金と電力量料金を合算したものとします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。また、当社と別途小売契約を締結する場合は基本料金を免除します。

ひと月 1kW につき	921.8 円
-------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、冬季に使用された電力量には冬季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用します。なお、その1月に冬季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる冬季およびその他季の日数の比である分した値をそれぞれの使用電力量とします。

冬季 (12~3月)	23.65 円
その他季 (4~11月)	22.55 円

ハ 力率割引および割増

力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(7) 割引

当社が特別キャンペーン等で割引を行う際は、割引を適用します。

2. 違約金

中途解約で発生する違約金は以下の通りです。

内容 (内訳)		計算方法
①	設備費、設置・撤去工事費	当社設備取得額 × (100% - 6% × 契約年数)
②	本サービス運営費	当社サービス運営費 × (100% - 6% × 契約年数)
③	解約等に係る事務費	3万円
違約金の合計額		①円 + ②円 + 3万円

- (1) 契約年数は、契約成立日から解約希望日までの経過日数（契約成立日と解約希望日を含みません）を365で除し、小数点以下を切り捨てて算出するものとします。
- (2) 違約金は、設備費や設置・撤去工事費等に係る違約金(①)、本サービス運営費等に係る違約金(②)及び、解約等に係る事務費(③)を合算して算出いたします。
- (3) その他詳細は、PPA サービス契約要綱でご確認ください。